

令和5年度事業計画

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

本年度も各種事業活動の一層の充実に努め、県をはじめ、関係市並びに関係機関のご指導のもと、高圧ガスによる事故・災害の防止と自主保安の推進に取り組んでいきます。

令和5年度事業計画においては、高圧ガス保安協会の委託事業である資格取得等法定講習が全てオンライン講習に切り替わったことから、講習はオンライン環境のない方への対応のみとなりますが、資格取得に係る検定は従来通り実施する他、自主保安講習等の実施により、保安担当者の育成や資格者の養成、保安技術や保安意識の普及・啓発並びに法令遵守の周知徹底に取り組めます。また、保安検査事業については、県指定の保安検査機関として事業所の保安向上に資するよう、検査の充実並びに技術情報の提供等の支援に努めていきます。

一方、本県においては高圧ガスに係る大きな事故・災害は近年、発生していませんが、全国の高圧ガス事故件数は依然として高いレベルで推移し、移動や消費先での事故も減少していません。事故の原因としては、ハード面では腐食管理不足、ソフト面では誤操作、誤判断などの人為的なミスに起因するものが多くを占めており、設備の老朽化、人材不足、技術継承の問題が影響していると言われています。

また、最近の気候変動に伴う異常気象により、台風や集中豪雨などの自然災害が頻発化、激甚化しており、高圧ガスについても一層の管理徹底が求められているところです。

以上のことから関係機関及び関係団体等と一層の連携・協力を図り、高圧ガスの保安の推進と公共の安全確保に寄与するため、引き続き事業活動の充実強化に努めていきます。会員各位の一層のご理解とご協力をお願いします。

I 広報及び情報提供等の推進

1 広報及び情報の提供

- (1) 会員のための情報や協会活動の周知を図るため「会報」を年3回発行します。
- (2) 協会ホームページの活用により、協会活動に関する広報や情報提供の充実を図ります。
- (3) 高圧ガスに関する国、県、市等の行政動向や KHK 等の保安・防災に関する情報を収集し、随時提供します。

2 保安教育資材の整備・貸出・斡旋

- (1) 保安関係の図書・ビデオ等教育資材の整備充実を進めます。
- (2) 講習テキスト類の斡旋や教育資材等の貸出要望に応えるため、KHK、関係団体等との連携や情報収集に努めます。

II 各種高圧ガス保安講習会等の開催

1 資格取得等法定講習・検定・試験

高圧ガスの資格者を養成し、又は育成するため、高圧ガス保安協会（KHK）の委託事業として次の事業を実施します。また、法定講習については、オンライン講習のみとなったことから、オンライン環境のない方への対応を図ります。

委託事業		実施時期	開催地
製造保安責任者等国家試験		1 1 月	新潟市、長岡市、上越市
甲種化学・機械	講習 注-1)	4 月	新潟市
	検定	5 月	三条市
乙種化学・機械	講習 注-1)	5 月	新潟市
	検定 注-2)	6 月 / 2 月	三条市 / 新潟市
丙種化学（特別）	講習 注-1)	6 月	新潟市
	検定 注-2)	7 月 / 2 月	新潟市 / 新潟市
移動監視者	講習 注-1)	4 月	新潟市
	検定 注-2)	5 月 / 9 月	新潟市
保安係員	講習 注-1)	7 月 / 2 月	新潟市

注-1) 開催地は、インターネット環境のない方で、希望者がいた場合に実施する映像集合講習の開催場所

注-2) 2 月、9 月については、検定のみ実施。講習はオンライン講習のみ。

2 運送員・消費者等保安講習

運送や消費等、広く高圧ガスの取扱者を対象に、法令基準の周知や保安技術・知識の普及及び啓発を行い、高圧ガスの運送や消費中における事故・災害を防止するとともに公共の安全に資するため、県の委託事業として次の講習会を実施します。

講習会名	開催地・時期	内 容
高圧ガス運送員等保安講習会	新潟市・上越市 3会場 7月、9月(新潟)、7月(上越)	・高圧ガスの移動中の事故、災害の防止 ・警察署の協力を得て開催
高圧ガス消費者等保安講習会	新潟市ほか 県内7会場 9月～10月	・高圧ガスの消費中等の事故、災害の防止 ・新潟県、新潟県高圧ガス溶材商業会の協力を得て開催

3 自主保安推進講習

高圧ガスの保安意識の高揚と、関係法令や保安技術の普及及び啓発を目的に、高圧ガスの製造、販売等の業務や保安管理に携わる人、又は資格取得を目指す人などを対象に開催します。

講習会名	開催地・時期	内 容
高圧ガス自主保安推進講習会	新潟市 11月	・高圧ガスの保安全般に関する普及及び啓発 ・新潟県の協力を得て開催
受験準備法令講習会	新潟市 10月	・高圧ガス保安法令・基準の普及及び啓発 ・新潟県の協力を得て開催

Ⅲ 保安検査事業の実施

高圧ガス製造事業所の特定施設について、新潟県の指定保安検査機関として法律に基づき保安検査を実施し、事業所における高圧ガスの保安確保を推進します。

令和5年度は、86事業所（216施設）を予定しています。

なお、保安検査の一環として実施している、設備の開放検査時に合わせた確認検査についても対象事業所と日程等調整のうえ、計画的に実施します。

また、本事業を円滑かつ適切に推進するため、県や関係市との連携を十分に図るとともに、知識・知見・技術の収集及び蓄積に努め、情報の提供と活用を図ります。

IV 保安促進活動の実施

高圧ガスによる災害の防止や公共の安全確保及び保安意識の高揚等に資するため、県、関係機関、保安団体等との連携、協力により広く高圧ガスの保安に関する普及・啓発等の保安促進活動を実施します。

1 新潟県保安大会の開催

当協会をはじめ県内の高圧ガス、危険物等の保安関係6団体で構成する新潟県保安関係団体協議会が、県との共催により毎年県庁で開催しています。

保安等に関する講演や大会宣言、保安功労者等の県知事表彰などを行い、大会を通じ、関係団体の連携強化と総合的な保安体制の確立を目指します。

2 高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス関係3団体で構成する新潟県高圧ガス保安団体連絡協議会（当協会が事務局）が県と連携して、毎年10月23日から10月29日に全国週間に合わせて「高圧ガス保安活動促進週間」を実施しています。

標語の配布のほか、会報やホームページ等で広報し、保安意識の高揚に努めます。

会員事業所においても週間に合わせた取り組みをお願いします。

3 保安連絡会議の開催等

高圧ガスの運送時等の事故、災害時における応援、協力体制を確保するため、県、警察署、消防署及び高圧ガス防災事業所（県内24業所）による連絡会議（県内を4地区連絡会に区分し、毎年2地区ずつ開催）を開催しています。本年度は、中越及び佐渡地区で開催します。

また、防災事業所の協力を得て年2回通報伝達訓練を行います。

4 放置容器回収処理活動

公共の安全を確保するため、関東高圧ガス容器管理委員会新潟県支部の委託を受け、河川敷や道路脇などに放置された所有者不明容器及び海岸漂着容器等について、通報等に基づき回収処理を行います。事案によっては、県、警察、消防との連携、協力を図り実施します。また、関係団体等と連携し、容器管理の周知、徹底の強化に取り組めます。

5 優良事業所等の表彰推薦

高圧ガスの保安に成果を上げている事業所や保安の功績が認められる個人について、優良事業所や保安功労者等として当協会長表彰を行うほか、関係保安団体や県知事表彰等の各種保安表彰の候補者として推薦し、顕彰に努めます。

V 委員会、部会活動

各種事業を推進するため、委員会及び部会活動に取り組めます。

1 組織運営委員会

理事会の諮問又は付託事項についての調査・検討・協議、事業計画等の立案、他委員会との連絡調整等を行います。また、事業運営上の課題等について、適宜、他委員会、部会との連携も図りながら対策を検討します。

2 専門委員会

部会活動の方針等について協議します。また、必要により各部会を開催し具体的な活動や課題について企画、検討等を行います。

部会名	活動内容
・ コンビナート ・ 一般ガス ・ 液化石油ガス ・ 販 売 ・ 消 費 ・ 輸 送	・ 各部会に関係する、保安に関する事業、課題等についての企画、検討、協議、及び調査、研究 ・ 行政機関、関係団体等との意見交換、連携協力 ・ 関係4団体が県の指導も得て平成25年8月に施行した「新潟県高圧ガス容器保安対策指針」の取り組みの推進（販売部会） ・ 移動中の保安確保に関する周知・啓発（輸送部会）

3 地域防災委員会

部会活動の方針等について協議します。また、必要により各部会を開催し具体的な活動や課題について企画、検討等を行います。

部会名	活動内容
・ 防災事業所 ・ 移動防災	・ 地域防災体制、地区連絡会、防災訓練、移動防災等についての企画、検討、協議及び調査・研究